

広報第116号  
令和4年5月1日発行

# 月光川



太平山ため池



発行所 月光川土地改良区  
責任者 理事長 石垣敏勝  
遊佐町遊佐字京田36番地  
☎代72-3131 FAX72-3142  
gakkogawa@sanae.or.jp  
HP <http://www15.plala.or.jp/gakkougawa/>





# 令和三年度 通常総代会開催 全議案原案通り可決

令和三年度通常総代会が去る3月15日に月光川土地改良区を会場に開催されました。今回の通常総代会は、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、最小人数での開催とし、書面議決書による議決とさせていただきました。総代定数40名中、実出席者3名、書面出席37名。議長に第一区の今野主良総代が選出され、提案された承認案件二件、議決案件十四件について慎重な審議が行われ、全議案が原案の通り承認、可決されました。



理事長あいさつ



おはようございます。代表総代にはご多用の所、ご出席をいただきありがとうございます。通常総代会の開催にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症も昨今、減少傾向となりましたが、今年に入り第6波の感染によって、山形県もまん延防止等重点措置が適用され、庄内地域でも感染者数が増えはじめ、当土地改良区でも万全な予防対策を取りながら、業務運営にあたってまいります。

また来賓の出席についても、時間短縮のため省略させていただきましたので、ご理解をお願いいたします。

さて今年の冬は、近年にない大雪により、ハウス等の崩落もありましたが、これから水稻の

作付け準備も始まり今年一年自然災害もなく、豊穣の秋を迎えられることを願っております。

令和4年度国の農業農村整備事業予算は、生産基盤の強化に向けた経営所得安定対策の着実な実施と担い手への農地集積・集約化やスマート農業の推進による生産コストの削減と防災・減災、国土強靱化対策予算などを含め、3年度と同水準の6,285億円が確保される見込みとなっております。

令和4年度一般会計では、新型コロナウイルスにより会議や研修会など実施できなかつたため、繰越金増により理事会で検討し、施設の老朽化や自然災害などに備えるため、財政調整基金へ積立を行う予算で計上しております。

令和4年度の主な事業として、当土地改良区でも農地整備事業や維持管理事業など多くの地区で実施しており、先進地研修として総代研修を計画したいと思っております。今後の新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、

検討したいと考えております。

次に維持管理事業について、適正化事業により北目堰頭首工の取水ゲート補修工事を6,700千円で予定しておりますが、維持管理補助事業を活用して幹線水路や基幹施設など補修工事を予定しており、経常賦課金は昨年と同額の10アール当り、3,800円の提案でありますのでご理解をお願い申し上げます。



また、洗沢川幹線用水路の漏水補修は、県道との協議に基づいて鋭意復旧工事を行っております。さらに県営農地整備事業について、杉沢前田地区で2億6千万円、当山1期地区で6千4百万円、大楯地区で9千万円、畑地区で1億2千万円の補正予算が追加配分となりました。令和4年度杉沢前田地区は、熊野川沿いの13・2ha、当山地区は、下当集落の北側3・9haと、大楯地区は3年度工事の南側5・5ha、畑地区は高瀬川沿いの5・0haが工事予定でありますので、関係地区のご協力をお願い申し上げます。

また職員体制について、4月から新たに1名の職員を採用し、今後の農地整備事業並びに維持管理事業が円滑に進むよう努力して行きますので、総代の皆様からも尚一層、大所高所からのご指導をお願い申し上げます。今後とも、業務の効率化を図り、組合員負担の軽減に努め、土地改良事業が順調に進むよう、推

進して行きたいと思っております。提案しております全案件につきまして、慎重審議いただきますことをお願い申し上げます、挨拶といたします。



### 総代からの質問

◇当山地区の事業資金長期借入金について、償還期間25年以内うち据置期間10年以内とありますが、地元の要望があれば償還期間を3年ないし5年に変更することは可能ですか。

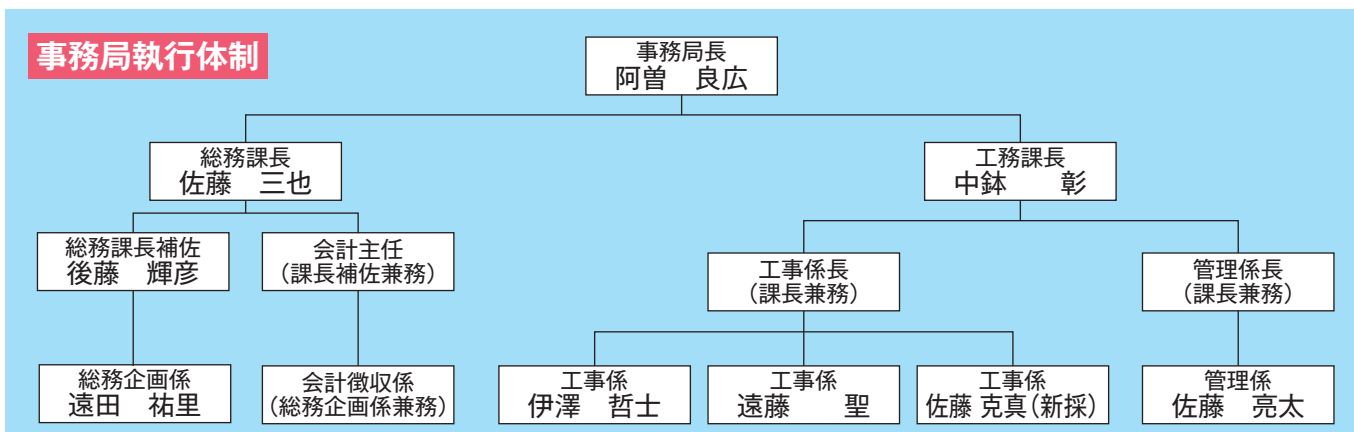
(本間三喜弥総代)



(答弁)

事業期間内に集積要件を達成することで、促進費(補助金)をいただくこととなります。3年となると促進費をいただく前に元金を返さなければならなりませんので、事業期間と同じ10年を据置として促進費をいただいた後に、元金を返済するという償還計画としております。そのため、10年間のうちに促進費を繰上償還に充てるという形で償還期間を短縮することは可能です。

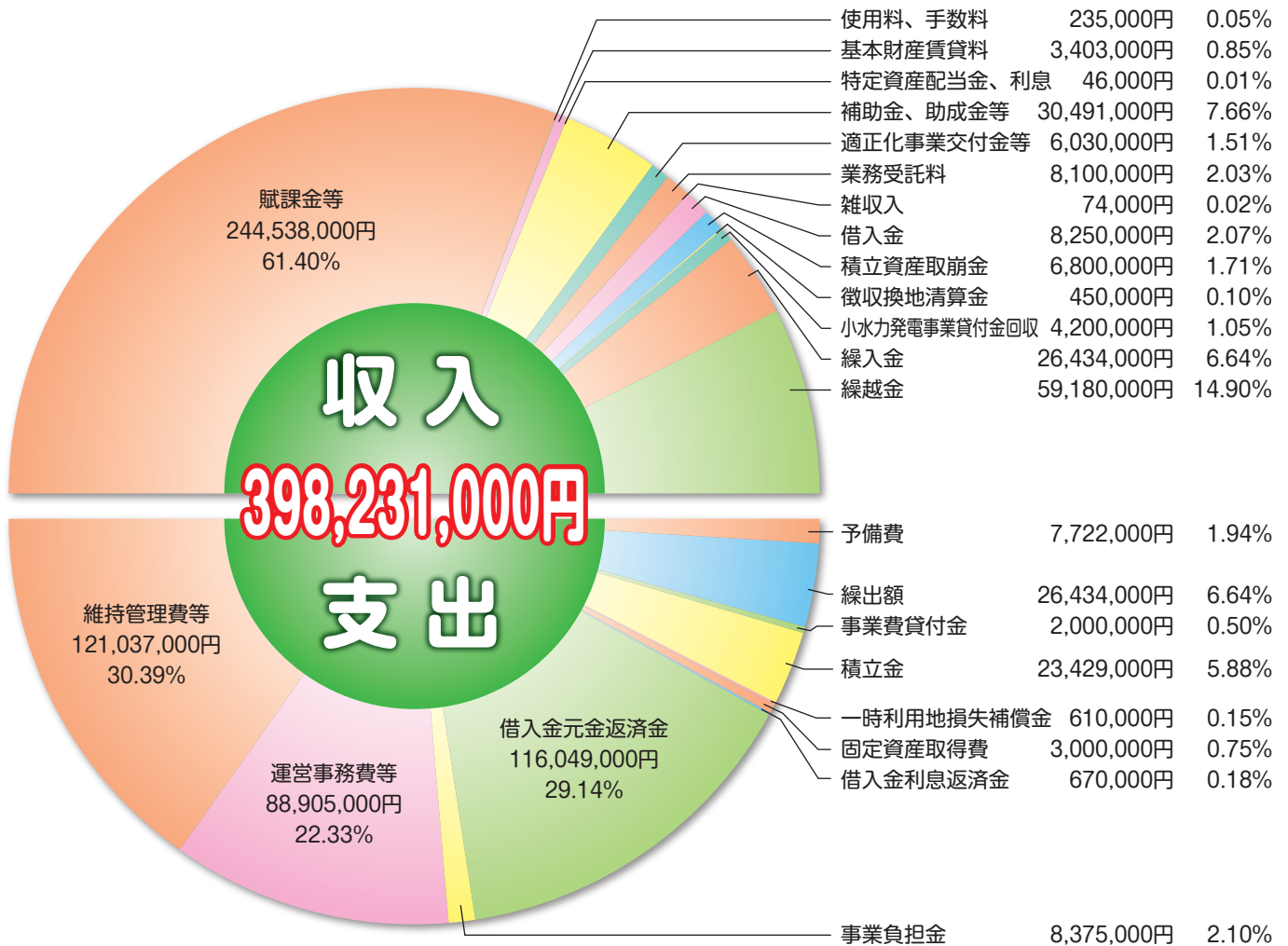
(石垣理事長)



# 令和4年度 予算の概要

## 一般会計

令和4年3月15日開催 通常総代会議決



| 事業地区名                | 収支予算額       |
|----------------------|-------------|
| 一般会計                 | 198,010,000 |
| 県営月光川地区かんがい排水事業      | 45,149,000  |
| 県営月光川左岸地区ほ場整備事業      | 28,626,000  |
| 県営月光川右岸地区・上流地区ほ場整備事業 | 21,962,000  |
| 県営高瀬川地区・洗沢川地区ほ場整備事業  | 40,892,000  |
| 県営月光川下流地区ほ場整備事業      | 25,077,000  |

(単位：円)

| 事業地区名          | 収支予算額       |
|----------------|-------------|
| 県営たら林地区ほ場整備事業  | 3,206,000   |
| 県営杉沢前田地区ほ場整備事業 | 5,231,000   |
| 県営当山・畑地区ほ場整備事業 | 20,371,000  |
| 県営大楯地区ほ場整備事業   | 3,474,000   |
| 中山間地区維持管理事業    | 6,233,000   |
| 合計             | 398,231,000 |

## 特別会計

(単位：円)

| 会計名     | 収支予算額      |
|---------|------------|
| 小水力発電事業 | 13,002,000 |



## 令和4年度 一般会計の賦課額

(単位：円/10a)

| 経常賦課金   |                    | 3,800                                  | 納 期       |
|---|--------------------|--|-----------|
|   |                    |  | 5月30日(月)  |
| 県営月光川地区<br>かんがい排水事業<br><b>2,450</b><br>(事業賦課金 1,650)<br>(償 還 金 800) | 県営月光川左岸地区ほ場整備事業    | 事業賦課金 250<br>償還金 4,300<br><b>4,550</b> | 10月28日(金) |
|   | 県営月光川右岸・上流地区ほ場整備事業 | 事業賦課金 500<br>償還金 7,900<br><b>8,400</b> |           |
|   | 県営高瀬川・洗沢川地区ほ場整備事業  | 事業賦課金 350<br>償還金 9,330<br><b>9,680</b> |           |
|   | 県営月光川下流地区ほ場整備事業    | 事業賦課金 450<br>償還金 8,470<br><b>8,920</b> |           |
|   | 県営たら林地区ほ場整備事業      | 償還金 2,900                              |           |
|   | 中山間地区維持管理事業        | 事業賦課金 200                              |           |
|   |                    | 事業賦課金 200                              |           |

経常賦課金は前年度と同額

ほ場整備事業区域内の畑は上記賦課額の80%負担

月光川右岸・上流地区内の字松葉については、上記賦課額の償還金については45%負担

月光川下流地区内の字うるしそねについては、上記賦課額の償還金については33.6%負担

所有面積  
2,000㎡ (委託している)

月光川かん排  
2,000㎡ × 2,450円 = 4,900円

左岸地区  
1,000㎡ × 4,550円 = 4,550円

右岸地区  
1,000㎡ × 8,400円 = 8,400円

合計 17,850円

**組合員 遊佐太郎さんの  
賦課金納付イメージ**

## 令和4年度 決済金について

(単位：円/10a)

土地改良区区域内の田、畑を転用して地区除外する場合は、農地転用等の申請書並びに地区除外申請書の提出が必要です。関係地区の総代と現地調査の上、転用に対する意見を交付します。その際、維持管理分と未償還金を決済金として納入していただくことになります。

土地改良区に申請を行わずそのままにしておくと、翌年度も賦課対象となりますのでご注意ください。

| 維持管理分                            | 未 償 還 金                |                        |        |
|----------------------------------|------------------------|------------------------|--------|
|                                  | 事業会計名                  | 田                      | 畑      |
| 決 済 金<br>38,000<br>(経常賦課金の10カ年分) | 月光川地区<br>かんがい排水事業      | 500                    |        |
|                                  | 月光川左岸地区<br>ほ場整備事業      | 4,080                  | 3,264  |
|                                  | 月光川右岸地区・上流地区<br>ほ場整備事業 | 7,590<br>字松葉 3,415     | 6,072  |
|                                  | 高瀬川地区・洗沢川地区<br>ほ場整備事業  | 9,210                  | 7,368  |
|                                  | 月光川下流地区<br>ほ場整備事業      | 22,575<br>字うるしそね 7,585 | 18,060 |
|                                  | たら林地区ほ場整備事業            | 1,400                  | 1,120  |

## 農業水路等長寿命化・防災減災事業

### 洗沢川本線用水路パイプライン漏水補修工事

平成6年度に県営かんがい排水事業で施工した、県道菅里・直世・下野沢線を横断している洗沢川本線用水路の老朽した管が高水圧の負荷により破損したため、補修工事を行いました。

#### 工事内容

- ・FRPM管φ600からダクタイル鋳鉄管に敷設替え
- ・ダブル鉄筋コンクリート全巻及び踏掛版設置



## 土地改良区21世紀創造運動

### 土地改良施設見学会

令和3年度は、遊佐高等学校生23名、遊佐小学校生37名、高瀬小学校生19名が土地改良施設見学会に参加されました。

土地改良施設の果たす役割や、河川からとった水が、どのようにして田んぼまで流れていくのかなどについて、施設を巡りながら勉強しました。

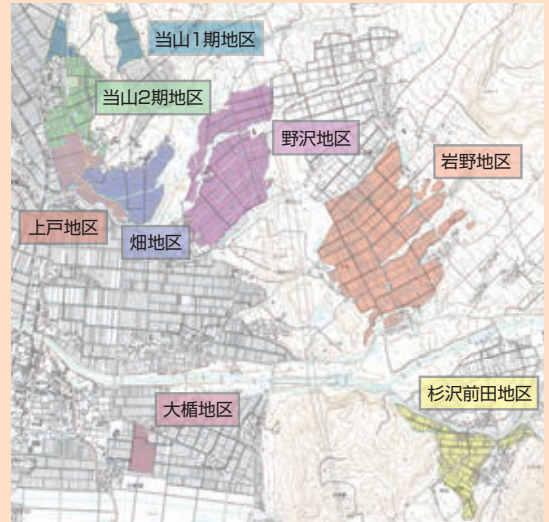




# 県営農地整備事業

現在実施している地区のほとんどは、昭和40年代に整備を行っている地区となっており、大区画化による労力の省力化・効率化により、農地集積の促進による担い手の育成、安定的な農業経営を確立します。

現在、調査事業地区が野沢、岩野、上戸の3地区、事業実施地区が杉沢前田、当山1期、大楯、畑、当山2期の5地区があり、面工事が実施される運びとなっております。大楯地区と畑地区においては、ICT（情報通信技術）活用によるスマート農業を取り組み「遠隔制御自動給水栓」設置により、水田水管理労力の省力化を図ります。



## 県営月光川地区 かんがい排水事業 令和4年度 月光川土地改良区配水計画

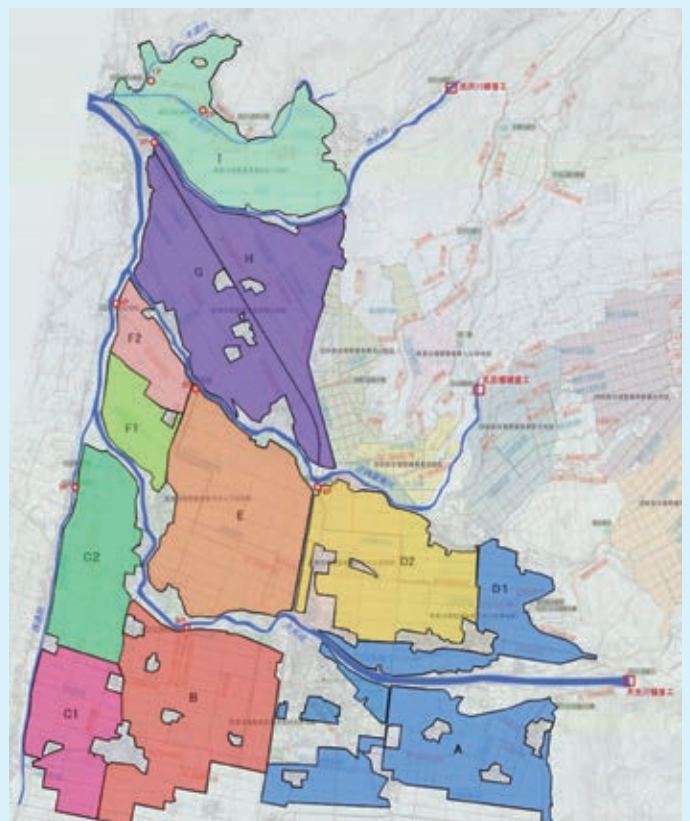
月光川土地改良区利水調整規程による、令和4年度配水計画を決定しましたのでお知らせいたします。管内の農業用水は河川法に基づく『許可水利権』の水利使用規則により取水し、配水計画を策定しております。

### ① 各施設における最大取水量及び取水期間

| 区分     | 期間<br>4月26日から<br>5月10日まで | 5月11日から<br>9月5日まで      | 9月6日から<br>翌年4月25日まで    | 年間最大<br>取水量             |
|--------|--------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|
| 月光川頭首工 | 3.687m <sup>3</sup> /s   | 3.176m <sup>3</sup> /s | 0.894m <sup>3</sup> /s | 44,690m <sup>3</sup> /s |
| 第4号揚水機 |                          | 0.112m <sup>3</sup> /s |                        |                         |
| 第5号揚水機 |                          | 0.648m <sup>3</sup> /s |                        |                         |
| 第6号揚水機 |                          | 0.210m <sup>3</sup> /s |                        |                         |
| 第7号揚水機 |                          | 0.323m <sup>3</sup> /s |                        |                         |
| 第8号揚水機 |                          | 0.732m <sup>3</sup> /s |                        |                         |
| 北目堰    | 0.779m <sup>3</sup> /s   | 0.657m <sup>3</sup> /s | 0.150m <sup>3</sup> /s | 8,410m <sup>3</sup> /s  |
| 第3号揚水機 |                          | 0.177m <sup>3</sup> /s |                        | 5,790m <sup>3</sup> /s  |
| 洗沢川頭首工 | 0.470m <sup>3</sup> /s   | 0.398m <sup>3</sup> /s | 0.125m <sup>3</sup> /s |                         |
| 第1号揚水機 |                          | 0.028m <sup>3</sup> /s |                        |                         |
| 第2号揚水機 |                          | 0.216m <sup>3</sup> /s |                        |                         |

### ② 配水ブロック

| 用排水調整委員会名        | ブロック名     | 取水河川名           |
|------------------|-----------|-----------------|
| 左岸地区用排水調整委員会     | A、B、C1、C2 | 月光川、西通川         |
| 右岸上流地区用排水調整委員会   | D1、D2     | 月光川、高瀬川         |
| 高瀬川洗沢川地区用排水調整委員会 | G、H、I     | 高瀬川、洗沢川、滝瀬川、牛渡川 |
| 下流地区用排水調整委員会     | E、F1、F2   | 月光川、高瀬川         |



## こんなときは必ず届出を

次の場合は土地改良区への届出が必要です。

- (1) 組合員の変更をしていただく場合
  - 農地の売買、交換、贈与等を行なったとき。
  - 貸借権の設定、解除の際に組合員を変更するとき。
  - 農業者年金の受給などのため経営を移譲したとき。
  - 組合員が亡くなられたとき。
- (2) 組合員の住所変更や口座振替の場合の名義変更または口座番号を変更したとき。
- (3) 土地改良区管理施設を他の目的に使用するとき。
- (4) 農地を転用するとき。
- (5) 公共事業等で農地が買収されたとき。
- (6) 経常賦課金を耕作者が納付するとき。  
 経常賦課金の耕作者納付を希望される方は、所有者と耕作者が合意の上で、農用地利用集積計画書の写しを添付して、土地改良区まで申請をお願いします。  
 尚、耕作権を解約した時、更新しない時は、届け出をお願いします。  
 (4)と(5)は、地目変更となるため決済金を納めていただくことになります。

※農業委員会、法務局等の手続きとは別に、土地改良区への届出(台帳等の修正の為)が必要です。

詳細は、土地改良区までお問い合わせください。(☎72-3131)

## ゴールデンウィーク 期間中の対応について

水が出ない、水圧が弱い、給水栓の破損の連絡は、

# 090-9037-4923

に電話してください。

当番職員が対応します。ただし、給水栓の破損については、業者さんの修理日が決まっているため、即日の修理が出来ない場合は、仮復旧で対応させていただきます。

## 職員紹介

令和4年4月1日付で職員に採用しました。



工務課 工事係  
佐藤 克真 (下長橋)

一日も早く組合員の皆様のお役に立てるよう頑張りますのでよろしくお願い致します。

## 滞納賦課金は新しい権利者が負担

滞納されている土地の権利を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の継承及び決済）により新しい組合員が滞納賦課金を納付しなければなりません。売買する場合は、滞納賦課金があるかどうか、事前に土地改良区へ確認をお願い致します。

### 表紙の説明 「太平山ため池」

当山地区の補水施設として、1867年（慶応2年）に築造されたと記録されており、平成12年度、県営老朽溜池整備事業にて堤体の補修工事を行っております。桜は整備前から植えられており、春の訪れとともに水面に映し、その後散った花びらはため池一面に広がります。

### あ と が き

今年の冬は例年にない大雪に見舞われました。残雪によりパイプライン通水作業が予定どおりに行えるか心配しましたが、何とか無事に完了することができました。

昨今、ロシアのウクライナ侵攻の影響で、輸入穀物の価格高騰が懸念されます。食料自給率の向上が叫ばれる中、唯一100%の米ですが、価格の上昇は期待薄ながらも、秋にはみんなが笑顔で収穫できるそんな一年なることを願っています。(広報委員長)